

不平等条約下における内地雑居問題の一考察

ロシア艦隊と稲佐における「居留地外雑居」問題

宮崎千穂*

Japanese Policy on Mixed Residence under the Unequal Treaties:

The Russian Squadron and Mixed Residence in Inasa

MIYAZAKI Chiho*

Abstract

This paper is a historical study on the stance taken by the Japanese government regarding “mixed residence” (Naichi Zakkyo, the co-residence of Japanese and foreigners outside the designated settlements) in the Nagasaki neighborhood of Inasa.

In 1861, the governor of Nagasaki granted permission for officers of the Russian squadron to use Japanese houses in Inasa as rest places, and subsequently the Russians hired Japanese women, ostensibly as maids but in reality as courtesans, to live with them there. As a result, Inasa, the so-called “Russian village,” developed into a unique mixed residence area used exclusively by foreign forces. The Meiji government continued to uphold the previous permission, in spite of the character of Inasa and its own ban on mixed residence areas as part of diplomatic policy forged in treaty negotiations. The reason for this is that the Meiji Government honored the permission granted by the Nagasaki governor and expected mixed residence itself to disappear after the effectuation of treaty amendments. As a result, the issue of mixed residence in Inasa was handled in the same way as other cases of mixed residence in the country.

It can be said, therefore, that the mixed residence in Inasa, despite its unique character, was prescribed by government policy and was not treated as an exceptional political issue.

はじめに

かつて長崎市中及び大浦居留地の対岸にあたる稲佐には「おろしあ租界」或いはロシア人から「 = ロシア村」と称されたロシア人の雑居地域が存在した。これは幕末より明治時代にかけてロシア艦隊が民有地を賃借して艦隊用施設を設置し

ていた為¹、多くの軍艦乗組士官等が休息目的で民家を借り入れ、日本人女性を雇い入れていたことによる。

幕末、ロシア人士官等は民家借入を開始し、それが「ロシア村」形成の一要因となり、以後、稲佐には他に例をみない特異なロシア人の独占的・排他的地域が出現することとなる。この地はロシア人からみれば

* 名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程後期

“理想的”な日本人女性と家庭的な“結婚”ができ、ロシア人を儲け口と考える日本人住民から歓迎される憧れの地となったのである²。

稲佐は、「ロシア村」時代、斯様にロシア人に居心地の良い独特な地域であったが、内地雑居（居留地外の外国人居留）を許さなかった内地開放前の日本の側からみれば法秩序から逸脱した「居留地外雑居」地域といえた。稲佐のロシア人雑居は、本来内地開放を領事裁判権の撤廃の条件として条約改正交渉を進めようとする明治政府の外交方針に矛盾しており、更に居留地の如く通商を目的としない特定外国軍隊の独占的な内地利用である点において特徴的であった。従って、日本官憲の対処法が注目されるのであるが、新政府による対応、「居留地外雑居」の観点からの研究は、これ迄のところ欠如している³。それ故に、本稿においては、条約改正前の不平等条約下におけるロシア軍艦乗組員等の独占的「居留地外雑居」についての日本側の対応を、特に日本政府及び地方庁の対処のあり方を主たる対象として明らかにし、内地雑居問題に関して若干の示唆を供したいと考える。

．ロシア人への民家「貸渡」の承認

1．幕政中における認可 長崎奉行書翰

ロシア人の止宿に関しては、まず、通商条約締結後間もない安政5年9月、下田条約に基づきフリゲート艦アスコリド号が船体修理の為に入港した際、その乗組員が約10ヶ月間、稲佐の悟真寺内に止宿を許されたことが挙げられる。しかし、ロシア人士官等の本格的な民家借入の端緒はその翌々年の万延元年といえ、この年、コルヴェッ

ト艦ポサードニク号艦長ピリリョーフ少佐（ . . . ）が「魯西亜マタロス休息所」同様⁴、止宿所として稲佐郷多吉宅の物置小屋借入を要求し、それを長崎奉行が許可したのであった。以後、提督以下士官等が続々と民家を借り入れ、翌年の万延2年正月には長崎奉行岡部駿河守長常が中国海域艦隊司令官リハチョーフ大佐（ . . . ）の要求により、ロシア軍艦が不時に渡来し修復等をする間、悟真寺、光明庵、平戸小屋休息所、船津浦に新たに建てた民家をロシア人に限り貸し渡すことを許可するに至る（古賀1995：266-282）。岡部は、この時、正月24日と27日に書翰を与えているが、後々明治政府は24日付の方を「居留地外雑居」問題を処理する上でロシア人への独占的な民家「貸渡」の官許を保証するものとみなす為、24日付書翰をここに掲げる⁵。

平戸小屋休息所悟真寺光明庵并船津江新
二取建候民家、貴国人二限貸渡可申趣、
兼而取極置候様二は相成兼候得共、貴国
軍艦不時渡来、修復等被差加候内、貸渡
方之儀は寺僧借主等二おゐても差支無之
旨申立候二付、渡来之節二被申聞候ハ、
是迄之振合を以何れとも差支は為致申間
敷候、此段申進候、謹言
万延二年正月廿四日

岡部駿河守（花押）

いわん・りはちゑふ君

（『幕外』48：114）

この長崎奉行と中国海域派遣艦隊司令官という双方出先機関の責任者による取極によって、日本当局は渡来時の届出を要求し管下に置くことを条件にロシア軍艦乗組員

による民家借入を公的に許したことになる。明治20年頃稲佐に滞在していたロシア皇族アレクサンドル・ミハイロヴィッチ大公（アレクサンドル・ミハイロヴィッチ）は、民家借入につき、回想録にて、稲佐に滞在するロシア人士官等が「海軍大臣が、2年の予定で自分の家から引き離された水兵の大変な状況を理解していた為、非公式に彼らにこれらの結婚を許可したのだと断言」(. . . 1991: 86) していたと記し、この後、ロシア人士官等にはロシア海軍首脳が関与した非公式な許可によるものとの認識が広まっていったことがしられる。

しかし、この官許にも関わらず、概して、幕末から明治初期にかけてはロシア軍艦の入港はさほど顕著ではなかったようである⁷。

2. 明治政府の対応 明治9年の内務外務両卿への申牒の扱い

万延2年の官許の7年後、明治政府が成立するが、ロシア人の民家「貸渡」は暫く放置されたままであった。新政府及び地方庁の稲佐におけるロシア人への民家「貸渡」に関する対応を示す最初のもは、明治9年4月15日付の長崎県令代理長崎県参事渡辺徹より内務卿大久保利通及び外務卿寺島宗則への申牒と内務卿指令である。

露西亞国軍艦当港内投錨中乗組士官トモ稲佐郷寺院或者民家等江相對ヲ以寄宿致候儀曾テ旧政府ニ於テ許允シ寄寓之際彼我人民ヨリ届出右八滞艦中士官一時休憩ノ為ニ候トモ居留地外雜居ハ不取締ニ有之候得共従前ノ弊習不得止ヲ御維新後モ

因循経過シ不都合ニ付右許可セシ原由調査候得共書類紛乱判然不致万延二年正月別紙之通旧奉行ヨリ水師提督江之贈翰相見江方今進モ破約ハ難成候ニ付暫ク慣習ヲ踐行シ追テ條約御改正之期御破却可相成哉尤是迄不取締之義ハ無之様其筋ニ於テ注目被来候得共客歳太政官第八拾九号及御省丙第六拾四号御達之趣モ有之候ニ付此段豫テ上申仕置候也

(『内務省御指令』明治9年1～4月)

長崎県は「貸渡」を「居留地外雜居」と見極め問題とするが、これは自発的な申牒ではなく、県にこのロシア人への民家「貸渡」問題の対処を迫ったものは外国人の内地旅行⁸時の宿泊を規定する前年(明治8年)11月の太政官達第189号「外国人遊歩規程内ニ於テ旅籠渡世ノ者ニ限り外国人止宿差許候条外国人止宿セシメ候節ハ宿主ヨリ戸長又ハ扱所へ可届出若シ病氣療養ノタメ長ク止宿セシメ候節ハ日数七日毎ニ管轄庁へ届出候様可致此旨相達候事」(『法規分類大全』25: 546) 及び内務省丙第64号達「外国人遊歩規程内市街村落ニ於テ止宿ノ儀ニ付第八十九号御達ノ趣モ有之候ニ付テハ外国人病氣養生ノタメ旅亭へ長ク止宿ノ儀宿主ヨリ都度都度届出ル時ハ其庁ニテ承リ置クヘシ若シ右外国人止宿ヲ名トシ地所家屋ヲ賃借スルカ商売取引スルカ又ハ其事ヲ企ル趣相顕候節ハ場所立払ハセ可申此旨相達候事」(『法規分類大全』25: 546) であった。長崎県はこの「貸渡」問題を内地旅行時の宿泊規定に照らしたのである。この「貸渡」は旅籠渡世の者ではない一般の日本人の民家における宿泊として「外国人止宿ヲ名トシ地所家屋ヲ賃借スル」という箇所に抵触し

得た⁹。

申牒によると、この民家「貸渡」問題に対する長崎県の判断は容認である。申牒中の付属別紙は前掲万延2年の岡部駿河守書翰であり、県はこれを明治9年中に關係書類が紛乱し理由が判然とせず「貸渡」の正当性が不明確な中でロシア人士官等の民家「寄寓」の官許の典拠とみなし、この存在を破約不可能な理由とした。即ち、既成事実の有効性を認め法秩序よりも外交を優先させ、更には条約改正後の破約を予め見込み、自らが「弊習」、「居留地外雑居不取締」と否定的に表現する現状を容認する意見であった。

斯様な長崎県の申牒に内務外務両卿も異議を唱えず、大久保内務卿は明治9年4月26日付で寺島外務卿に「到底条約御改正之際取消可相成筋与存候」(『外務省記録』3・12・1・41)との考えを示して指令内容を通知し、同日付で長崎県に「書面之趣八聞置候事」(『内務省御指令』明治9年自1月至4月)と指令した。これにより、維新後初めてロシア人雑居自体は禁止すべき対象ではないことが明治政府によって認められたこととなる¹⁰。稲佐のロシア人雑居は居留地外地域における外国軍隊のいわば独占的な公的利用であり、この点で他外国人の如き主に通商目的の居留地内居留と異なる特例であったが、当時、日本政府は別段問題としなかったといえる¹¹。

斯様に、明治政府は長崎県よりの申牒を契機として、稲佐のロシア人による「居留地外雑居」問題を幕政中の取極を継承するのみで何等の措置もとらず「慣習」として落着させた。その為、政府はこの地域が「おろしあ租界」と称される程にロシア人が

幅を利かせていき、清国人雑居地を除き何れの条約締盟国も一国のみの独占的な居留地或いは雑居地を有さない中で稀有な地域となることを許すこととなった。

・「居留地外雑居」と条約改正問題

1. 「居留地」と「居留地外」

そもそも、稲佐は幕府とブチャーチン(. . .)とが繰り広げた上陸場をめぐる攻防戦の結果、日本側が上陸場として指定し、その後、イギリス人にも休息所を設置していた場所であった¹²。更に、日米条約を基礎とする安政の5ヶ国条約に基づく居留地設定交渉に際しても¹³、日本側は、当初、稲佐も居留地候補のひとつとしていた。斯様な幕府の稲佐に対する見方は、条約締結後の神奈川居留地に関する評議の際、井伊大老が「長崎港を開くと認有之候而も、稲佐を居留場二貸し、兵庫を開くと認有之候而も、和田の岬を貸し候も同様二付」(『幕外』21:260-262)と、稲佐や神戸の和田岬を横浜の例として挙げた如く、稲佐が地勢上「出島化」し得る地域であった故であろう¹⁴。「一体居留場所之儀は、品々勘弁仕、浦上淵村、稲佐郷辺は、市中に懸隔り居候に付、一二国之ものは、同所え引分候様にも可仕見込にて、兼てより引合候得共」(『幕外』23:246)と奉行が述べる如く、当初、稲佐には居留地として1、2国を配分する見込みの申し合わせがあった。

和文では条約面において居留地設定には「一箇の地」が充てられることとなっていたが、当初、この「一箇の地」に関し日本側には「一国一個の地」の解釈があったとされる¹⁵。上記の1、2国はこれを具現化するが如きもので、この1、2国には稲佐を出

島拡大の拠点と目していたオランダ（菱谷 1988：142, 155）安政5年9月よりの約10ヶ月間アスコリド号の利用がみられたロシアが考えられる。オランダは後に共同居留地に関心を移し、居留地設定に積極的な英米等各国領事と大浦居留地の地所配分や管治を定める長崎地所規則（万延元年8月）に調印する。しかし、一方のロシアはこれに参加せず、稲佐での民家借入を開始し、日露条約第5条の開港場における「連綿在留又は一時逗留（ ）」の権利を大浦居留地にて行使する意思をみせなかった¹⁶。

最終的に、稲佐は選定されず居留地は新地蔵南手に絞られる。その理由は、「長崎よりは、渡海之場所にて、飲食日用之品運送往来等にも失脚多く、不便利に付、倉庫取立、荷物等困置候儀は格別、居宅迄一纏めに相構候義は、承伏不仕、且同所は、製鉄所、船修理場等も御取立相成、右御用地差除候ては幾何之餘地も無御座」（『幕外』23：246）との如く、ひとつに、山間狭隘な長崎の地勢故に現地で発案された住居と倉庫の2箇所設定案があくまで条約に基づき「一箇の地」を重んじる老中によって許可されず、両所を一纏めに置ける大浦が適当とされた為であり¹⁷、もうひとつに、外国側が稲佐を渡海の地で不便と反対し、更には日本側も稲佐側の長崎対岸に製鉄所、造船所の設置計画を有するようになった為であった。斯様にして、稲佐は居留地ではなく「居留地外」となったのである。

2. 稲佐の「居留地外雑居」

居留地となった大浦では永代借地がなされ居留地貿易が展開されるが、「居留地外」

となった稲佐では、共同居留地に関心の薄かったロシアのみが残る。

稲佐は、慶応年間にはロシア艦入港時には「一体外国人止宿致候上ハ一時之滞留とは乍申居留場同様之姿ニ有之」（『長崎幕末史料集成』2：469）と「居留場」的な見方もされるが、公的には居留地ではなく明治9年の長崎県申牒中には「居留地外雑居」と称されるものであった。

その中味は、軍事面からの検討は必要であるが、表面的には「上陸場」の延長線的な地域と説明されよう。ロシア人の民家借入は休息目的であり、従って稲佐はロシア軍艦の出入港、艦船の碇泊期間に左右される「仮の宿」的場所であった。即ち、稲佐は、「一箇の地」に重きが置かれ居留地候補から外れたことにより、長崎に「上陸場」という旧来の役割を主に求めるロシア艦隊が独占的に利用し得ることとなり、ロシアの為の「上陸場」の延長線的な地域として機能することとなったのである。

稲佐は、明治9年中の申牒にあるが如く、公的に「居留地外雑居」と表現されていたが、通常、「雑居地」とは称されない。概して、「雑居地」といわれるものには、開市場においては大坂（慶応4年より開港場）、江戸（東京）が、開港場においては、神戸、函館、新潟が挙げられ、稲佐は中央の識者に雑居地として留意されていないのである¹⁸。また、内地雑居論においても、明治26年、人見一太郎が「魯西亜、北海道を狙ひ、其広大なる土地を買収し、屯田兵と囚徒とを送ることなしといふ可らず」（『内地雑居論』2：498-499、傍点原文のまま）と、ロシアによる土地所有権の軍事利用の可能性に北海道を挙げ懸念するが、稲佐自体は横浜や神戸

と異なり論点となることはなかった¹⁹。

この理由としては、長崎の地理的な遠隔性と開国による政治、外交及び経済上の地位の低下が考えられる。また、その他には外国人の居留問題は早い段階から外国側の要求に押され基盤も揺らぎ気味で²⁰、それ故に雑居地の把握及び取扱も厳正ではなかったと思われることも一因に挙げられよう。

3. 内地開放と条約改正問題

前掲の長崎県の申牒に「方今通モ破約八難成候二付暫ク慣習ヲ踐行シ追テ條約御改正之期御破却可相成哉」とあるが如く、長崎県は稲佐の「居留地外雑居」と条約改正とをひとつに考え、内務卿も同様な考えに基づき申牒を了承した。即ち、明治政府に容認された時点でその処遇は以後の外交如何に任されたのであった。

この後、内地は明治27年の日英通商航海条約締結、各国と同様な条約の順次締結の後、明治32年の一斉実施迄開放されず、従って居留地も維持される。これは、岩倉使節時代という明治初期から居留地制度の見直しはみられたが、条約改正交渉過程において改正案中に内地開放と領事裁判権の撤廃、外国人の日本法権への服従を不可分とする方針が確立した為である²¹。

従って、条約改正が容易に成就しない中で、稲佐の「居留地外雑居」も当面、申牒の如く内地旅行規定によって処理されることとなる。

日本政府は、内地は開放しなかったが、通常一般外国人に許されていなかった内地旅行は次第に緩和せざるを得なかった²²。各国外交団が明治初年より日本国内における通商権の獲得の為、領事裁判権を保持した

まま内地旅行を強く求めていた故である。これに対し、寺島外務卿ははじめ「内地旅行不許可之議」を通告するが、翌7年5月の「外国人内地旅行允準条例」、明治8年7月の外国人内地旅行免状改正等、緩和策によって基本的な内地旅行制度を整えることとなった²³。

更に、日本政府は旅行時の宿泊制限も緩和することになる。外務省は実際に即した対応をせざるを得なかった。既述の太政官達第189号の公布は、遊歩規定内を徘徊する外国人が日暮れに至る場合や風雨や病気等により旅亭での止宿が止むを得ざる場合にも布達がない為に宿主の心得が区々であった不都合を鑑みた外務省の申し入れによるもので、内務省の意見により旅亭渡世の者に限ることとされたが、当時、既に外務省は相知の者方での止宿も止むを得ないと迄考えていた。そして、斯様な制限も、相知の日本人が外国人の止宿を本意ならず断ったり、止宿させた為に咎を受けたりする不都合を考慮した外務卿の再度の上請により、明治11年9月の太政官達第40号により戸長又は扱所への届出を条件に遊歩規程内においては旅籠以外でも懇親の外国人の招泊が許されることとなる（『日本外交文書』11：345-346頁²⁴）。更に、翌明治12年10月にも、疾病その他止むを得ない事故時の一般人家への宿泊が許可されず差し支えが発生しているとの外務卿の上申により、斯様な場合には戸長役場への届出（滞留が数日に及ぶ場合、7日毎）を義務付け旅行免状を所持する外国人に遊歩規程外の任意の場所での宿泊が許された（太政官布達第38号）（『日本外交文書』12：280-282頁²⁵）。斯様に外務省は実際に即して内地旅行に関する規定の緩和

を上請していた。

・「貸渡」に関する地方庁の法令

1．明治17年の丙外590号達

明治12年の太政官布達第38号以降、外国人の民家宿泊は増加したとみられ、明治16年4月の警視庁達第32号は無届や宿泊に伴う商売がみられるとして取締を命じている(『法規分類大全』25:500)。明治9年以後、稲佐のロシア人士官への民家「貸渡」は如何に処理されていったのか。長崎県の見解を示すものとして注目されるのは同17年の丙外第590号達及び同21年の県令第72号の存在である。まず、明治17年6月17日付の長崎県令石田英吉より西彼杵郡長並びに浦上淵村長への達(丙外第590号)をみることにする。

浦上淵村稲佐郷船津浦ノ儀八旧来ノ慣例ニ
抛リ露国海軍人ニ限り休息所トシテ民家貸
渡候節八其時々家主共ヨリ伺出来候処或ハ
等閑ニ付シ伺出サル向モ有之哉ニ相聞不都
合ニ付自今貸渡之時々無洩伺出サスヘシ尤
モ都合ニ依リ日数三日以内宿泊為致候者ハ
其都度速カニ戸長届出サスベシ

但本文ニ依リ伺又八届出方相怠り候節八
居留地外雑居ニ係ルヲ以テ違警罪ノ条項
ニ抵触候条心得違ヒノ者無之様精々諭達
可致事

右内達候事

(『長崎県達類纂』(乾)明治8～19年:141)

これによれば、当時、民家「貸渡」時に「家主共」に義務付けられていた伺書の提出を等閑にする者がいて「不都合」な事態となっていた。それ故、県は伺書の提出の徹

底を命じ、ロシア人の宿泊日数が3日以内の場合には戸長へ速やかに届けさせることを求めている。

『外事課事務簿』(明治16年9月～同17年6月)中、ロシア人の寄宿関係は68件中49件と全体からみると多いが、これらは全て明治17年1月からのもので同16年9月から12月の方は綴られていない(『外事課簿』内外・明治16年9月～17年6月.)。散逸の可能性もあるが、無届のロシア人が多数みられたことも達より明らかである。

達中の違警罪の該当条項は、後述の県令第72号を考え合わせると、第3条第6項の外国人を私に雑居させる者とみられ、第3条の罰則は1日以上3日以下の拘留又は20銭以上1円25銭以下の科料である(『長崎県警察史』上1976:1154)⁶⁾。

2．明治21年の県令第72号

更に、長崎県は、明治21年、長崎県令第72号(6月11日付、西彼杵郡浦上淵村へ内達)にて取締の励行を図る。

露西亜国軍艦碇泊中乗組士官休息ノ為メ
寄宿セシムル者該士官ノ証書ヲ得テ其
時々迅速当庁及所轄警察分署へ届出ヘシ
但士官寄宿中我国人ヲ雇入レ及解雇ノ節
宿主ハ其被雇者ト連署ノ書面ヲ以テ所轄
警察分署へ届出認印ヲ請ケ置クヘシ

(『長崎県達類纂』上:60)

これにより、ロシア人士官の証書を得て知事へ届け出る以外に所轄警察への届出、またロシア人が日本人を雇う場合は宿主と被雇者が連署で警察分署へ届け出て認印を請けるべきことが命ぜられた。

そして、県令第72号に関する西彼杵郡長への訓令内容は、6月16日付「露士官寄宿ノ義ニ付訓令案」によってしられる。

其郡浦上洲村ノ内稲佐郷及船津浦民家へ露国軍艦乗組士官寄宿ノ義ニ付今般本県令第七十二号発布候処右士官ヲ寄宿セシメ候者ハ其時々当庁及所轄警察分署へ届出方相怠り候節八本県違警罪第三條第六項ニ照ラシ相当ノ処分ヲ為スヘシ尤モ届書へ添付スヘキ士官ノ証書原訳本文書ハ当庁へ該訳文写ヲ稲佐分署へ差出ス^(ハ普シカラス)且又士官寄宿中我国人ヲ雇入候及解雇ノ節宿主ハ其被雇者ト連署ノ書面ヲ以所轄稲佐分署へ届出認印ヲ請クルニアラサレハ宿泊セシムルヲ得サル義ニ付予メ該地人民へ差示シ置カレ度候去ル明治十七年六月十七日付丙外第五九〇号内達ハ廃止候儀ニ心得ラルヘシ
右訓令ス

(『外決議簿』内外、明治21年。)

県令第72号とほぼ同内容であるが、士官の証書の届け出先に関し、本文書が県庁、その写が所轄の稲佐分署であったことが確かめられる。この稲佐分署は新地、出島、居留地等、外国人に關係の深い地域を管轄する梅崎警察署の分署として明治21年4月に設置されたばかりであり(『長崎県警察史』上1976:291)、この時期に取締体制が整備された可能性が感ぜられる。また、明治17年の達においても言及されていた日本人の違警罪違反条項は、違警罪第3条第6項(外国人を私に雑居させる者)で、あくまで「雑居」を取締対象としていたことが判明する。

3. 「貸渡」より「止宿」への名義変更

県令第72号は、明治21年4月下旬、「露海軍人稲佐借宅ノ件」にみられる「貸渡」より「止宿」へと名義変更を図る動きと一連のものである。

浦上洲村稲佐郷船津浦ノ義ハ旧幕以降ノ慣例ニ因リテ露国海軍人ニ限り休息ノ為メ人家貸渡ノ義許可シ来候処現今該貸渡ノ実況ヲ視察スルニ全ク一時止宿人ニ異ナラス単ニ貸渡ト止宿ノ名義ヲ異ニスルノミニシテ借宅者即チ露人ニ於テモ借宅ト宿泊ノ區別ニハ感セザルモノ、如ク依テ此際貸渡ノ名義ヲ消滅セシメ渾テ止宿ノ名義ニ引直シ從來貸渡ノ時之家主ヨリノ伺出ヲ廃シ止宿届ヲ為サシムルモ取締上ニ於テ不都合ノ点ハ無之モノト相考候右ニ付テハ一応郡長へ^(致力)シ猶ホ露士官宿泊ノ実況取調方一部長ヨリ照会ノ上内外務大臣へ具申ノ後止宿ニ改更相成候様致度此段相伺候也

(『外決議簿』内外、明治21年。)

明治21年4月の時点において、旧来ロシア人の民家寄寓に関し民家の「貸渡」との名義を用いていたが、民家「貸渡」状況の視察の結果、「一時止宿」に変わらないと判断された。これに基づき、4月27日付で第一部長が西彼杵郡長朝長東九郎に「現今右貸渡ノ義ハ全ク一時ノ止宿ト其实異ナラサル様相考候ニ付テハ右貸渡ノ名義ヲ廃シ止宿ニ更定候トモ差支ノ義無之哉猶実地御取調ノ上何分ノ御報示相成度此段及御照会候也」(『外決議簿』内外、明治21年。)と名義変更の可否を照会し、郡長は5月5日付

「露国士官稲佐止宿ノ件」で「取調ノ処家屋貸渡ノ名義ヲ廢シ止宿ニ実定スルモ聊カ差支之義無之旨戸長ヨリ申進候条御了知相成度此段及御願候也」(『外決議簿』内外・明治21年.)と、調査の結果「止宿」への名義変更が聊かの差し支えもないことを本山第一部長へ回答した。これにより、名義変更は支障なきものと確かめられ、実際に、6月14日付郡長より知事への上申では「外国人居留地外止宿届出之義ニ付上申」(『外決議簿』内外・明治21年.)と記されるが如く名義変更が実施された。

県令第72号と名義変更の理由は、「露西亜海軍士官稲佐郷及船津浦へ寄宿ノ義ニ付県令按」にみられる。

(理由) 露国軍艦乗組士官寄宿ノ義ニ付テ八明治九年四月四日付ヲ以内務卿へ申牒文中寄宿ノ際八彼我人民ヨリ届出云々ト有之候処以後伺出候事ト相成居候得共該伺八何等ノ起因アルヤ明了致サス右八旧幕政中特許シタル件ニ付彼我人民ヨリ届出候ハ、別ニ差支ノ義モ無之候間前案相伺候間御採可相成度且過日西彼杵郡長へ問合候節内外務大臣へ具申ノ後止宿ニ改更相成度申陳置候得共本件八曩キニ内務卿へ申牒済ミニ付直ニ御決裁相成候様致度候也

明治一七年六月一七日付丙外第五九〇号内達八本件御採可ノ上八取消方西彼杵郡長へ訓令相成度候也

(『外決議簿』内外・明治21年.)

県令案の採可要請は届出さえすればロシア人の「雑居」に別段支障なしとの認識によるものであった。即ち、取締面において

は、届出を徹底させることに主眼が置かれたといえる。

また、「寄宿」から「止宿」への名義変更に関しては、はじめ内外務大臣への具申後に改めることとされていたが、一転してこの件は既に内務卿に申牒済みとみなされ速やかなる裁決が上請されていた。この内務卿への申牒は恐らく文頭にある明治9年の申牒を指すと考えられ²⁷、県は同年の内務卿の裁可をこの時期に至ってもロシア人への民家「貸渡」を規定する根拠と考え、幕政中の取極が維新政府に認められた以上、以後の問題は地方庁の裁量如何との認識をもって「雑居」に対応しようとしていた。

・地方庁の取締実態

1. 届書の内容

県庁宛届出書類は長崎県立図書館に内外人契約関係に分類されて残っている²⁸。

届出書類の一例として明治10年3月中のガイダマーク号乗組士官ニコラーイ・リームスキー＝コールサコフ()を挙げる(『外事務簿』内外・明治10年中.)

(ア) 家主よりの届書

露人江家貸渡御願
一露軍艦ガイダマク号乗組之内士官コルサーコフ氏義右船泊中私居宅座敷壱間本日ヨリ来五月廿二日迄日数六十日之間貸呉候様依頼ニ付宿料壱ヶ月洋銀八枚ニ取極貸渡申度奉存候間御許容ニ成候様此段奉願候

第壱大区拾壱小区
洲船津浦三百拾九番地

明治十年第三月廿二日 山野辺右左吉 印

長崎県令北嶋秀朝殿
前書之通奉願候二付奥印仕候也
副区長代理副戸長
井上傳三 印

(イ) リームスキー = コールサコフの証書

(8)

1

10/22 1877

《 》

(ウ) 証書の訳文

証書
一拙者義此度稲佐船津山ノ辺右左吉宅へ壹
ヶ月宿料洋銀八枚二取極候就テハ二ヶ月
間下使共二下宿仕度候間此段伏テ奉願候
也
一千八百七十七年
第三月二十二日 露西亞帝国
軍艦乗組レイテナント官
コールサーコフ
呈
長崎県庁
訊 諸岡篤三 印

これは一例であるが、これら届出書類の内容より、以下の如きロシア人の民家借入及びそれに対する地方庁の取締実態が解明できる。

家主よりの伺書とロシア人の証書(露文)及びその訳書で構成される。これらの

内容は全期間を通しほぼ同様。書式も厳密でなく大同小異(高位の者の場合、若干異なることもある)²⁹。

民家借受人のロシア人士官の名及び身分。士官以上の上級軍人、軍医等³⁰。

借受人の乗組軍艦名³¹。

契約期間。明治9年の例：1週間、2週間、半月、3週間、1～4ヶ月間。越冬期のみならず年間を通してみられる。明治21年6月よりは具体的な期間が記されることは殆どなく単に「碇泊中」と書かれるのが普通となる。

稲佐郷、船津浦郷中心に民家に寄宿³²。

民家賃貸料。明治9年の例：月額7円～15円程度³³。

雇人の有無。少なからぬロシア人の証書には「()=(女性の)召使」、訳書中に「給事^{ママ}」、「召使下女」、「給仕女」等と記されている(訳語の違いは訳者による)(雇人については次節参照のこと。)

名義上、地方庁は明治21年の名義変更迄民家「貸渡」として処理するが、実際は一室程度を貸す「借室」で、「下宿」、「寄宿」、「寄寓」と称すべきものといえる。家主の伺書中には「座敷一間」等、ロシア人の証書には「

()=部屋を賃借する」、その訳文には「借室」、「下宿」等の文言がみられる。一軒の民家に複数のロシア人が部屋を個別に借りることもあった。滞在期間の終了時には帰艦届、延長時には延期届、また再度入港時には新たに届書を提出。

地方庁による届書の取扱。県令(知事)参事、第一部長、外務掛(外務課)等

が回覧。更に、少なくとも、明治21年中よりは警部長の回覧印が、同27年には保安課への回覧もみられる。従来の「書面伺之趣聞届候条不取締之義無之様注意可致事」との如き県令（知事）指令は、明治19年中、「書面伺ノ趣聞届候事」等、簡素になる。

この他、明治7年の「外国人居留地部外貸地取調表」によれば、ロシア人への民家「貸渡」は居留地外の貸地と分類され、ロシア軍艦滞在中の「魯人休息所」としての「村民ノ家屋借受」は「相对貸ニシテ夫ニ付別段収税等ノ義共無之」との如く相对貸しで無税であった（『外事務簿』内務省進達書類扣全. 明治7年.）。

届出書類の内、現在確かめられる分は目安に過ぎないが、それでも相当数が残っている。従って、管理に手間がかかったことが推測され、それが、雇人の有無が家主の届書中に記載がなくともロシア人の証書には明記されている場合もあり厳密に取り扱われていないこと（ ） 帰艦及び延期の届書数が極めて少ないこと（ ）にも影響していると考えられる。

取締の厳正化を図る明治17年、明治21年の両法令前後みると、知事宛届書の内容を見る限り以前と比べ目立って影響を受けた印象は受けない³⁴。かえって簡素化がみうけられ、契約期間（ ） 知事指令（ ）の簡素化は両法令と時を同じくする。このことは、そもそも民家を借入するロシア人が相対に多かった為、取締の徹底方針により仕事が煩雑化したことによると考えられる。ここにも届出さえすれば問題視せず事態に見合った取締方法がとられたであろうことが感ぜられるのである。

2. ロシア人側から見た取締

ロシア人は民家借入の取締を如何に観察していたのであろうか。県令第72号以後に長崎を訪れたシュレイデル（ . . . 、明治24、26年来日）とホーロフ（ . . . 、明治28年来日）の手記をみることにする。

シュレイデルは、外国人と日本人女性との結婚が日本人同士の「本物」の婚礼同様、「ほぼ完全な形式」をとり、「宗教的な要素とは無関係で、純粹に世俗的な契約という性格」を帯びているといい、その「“結婚”の儀式」について、「花嫁の大勢の親族の歓迎と御馳走という避けられない儀式をすべてやり終えると、新郎新婦は警察へと向かう。そこで官吏は両者を取り調べて新郎新婦署名の結婚関係調書を作成し、それを一部ずつ彼ら各々に手交する。この原簿にはこの独特な結婚の合意に関する委細が総て規定され細かく条件付けられている。」（

1988: 146）と紹介する。また、ホーロフは、「外国人と日本人女性との法律の認める婚姻」はそれが結ばれる場合も破棄される場合も、結婚及び離婚の登録が警察内で行われる日本人同士の結婚と同様な手続きを踏むとし、「ヨーロッパ人は通常、娘を娶るのではなく料理女や洗濯女等の奉公に雇う。その際、親戚と結ばれる契約には奉公の種類、雇用期間、賃金が正確に示されている。この契約は親戚によって警察に提出される。それは、外国人とのあらゆる約定が関係官憲の許可を得て結ばれるからである。例えば、私的な賃貸関連の事柄にも官憲の許可が必要で、官憲は親戚の破産や無資産に関する届出の正確性を予め調査するのである。」（ . . . 1897: 364）と書き留

めている³⁵。

以上の引用文から、ロシア人と日本官憲には、ロシア人の「居留地外雑居」に関し認識の違いがみられることが明瞭である。これは例外ではなく、ロシア人は、総じて、民家寄宿には「 」 = “一時的な結婚”、雇人には「 」 = “妻”の語を用いている。

無論、これらの語は括弧が示す如く公的な婚姻関係を示さず³⁶、ロシア人の記録には少年の給仕も登場し³⁷、「止宿」中のロシア人の世話をしていた者は女性に限定されないこともしられる。それでも、雇人は“妻”であるといつてよい。シュレイデル、ホーロフの記述も県令第72号及び届書の内容と一致する他、クラスノーフも「今や結婚の名称自体さえも廃止され、通常、村長に、某来訪者が召使付きの住居を借りていることを証明する書類が送付されている。」(1895: 70)と述べ、更にはアレクサンドル大公も「彼等はほぼ皆、日本人女性と“結婚”していた」(. . . 1991: 86)と述べて“結婚”の慣習化を認めているのである。

一方、日本側の「雇人」として洋妾を管理する体制は、公権力が黒船来航以来外国人相手の女性を対外政策上利用した「売女接待」に源をたどることができる³⁸。稲佐の場合は、幕末の民家借入当初よりロシア人士官等が呼び入れ接触していた遊女(「ロシア女郎衆」或いは「土官女郎衆」)の役割が明治5年の娼妓解放令、名付遊女廃止令以降洋妾に継承され、俗称「稲佐のラシャメン」、公的には「雇人」として管理されたと説明し得よう³⁹。

即ち、日本官憲は洋妾を民家の「貸渡」に付随する「雇人」として処理し、これら

を取締対象と認識していたが、ロシア人は民家借入を航海勤務から一時解放される休息として女性と接することに主眼を置き、所定の手続きを要する“結婚”と認識していたといえる。そして、斯様な“結婚”の手続きに関して、シュレイデル等ロシア人が特に注目していたことは、それが警察署にて行われていたことである。ロシア人には、公的な管理体制下に組み込まれた外国人への女性の提供(= “結婚”)、そして、その取締手続上、ロシア人と直接に接する警察の果たす役割が印象深く受け止められていたといえよう。

3. 「内地雑居」的傾向と取締の厳正化

長崎県の明治17年達及び同21年県令第72号の公布、名義変更にもみられる実態調査と取締の実態とを合わせて考えると、これらは「内地雑居」を不許可とする政府の外交方針の基本的枠組みの中で行われているといえる。そしてまた、これらには明治20年代前半の「旅券の濫授、取締の曠廢」が原因とされる外国人の事実上の「内地雑居」的傾向の問題化⁴⁰、そしてそれに対して図られた徹底しない内地旅行取締の強化⁴¹との一脈の関連性を感じざるを得ず、稲佐の状況は全国的傾向とそれ程差がなかったと考えられる。実際、名義変更の件は既に4月中より調査過程にあったが、長崎県は、5月中に外国人の旅行目的の真相につき詳細な査定を命ずる外務省の通達を受け、6月6日に島司並びに各警察署長分署長に対し遊歩規程内外を問わず止宿を名とする家屋の賃借寄寓者の有無について実態調査及び取締を内達している(『長崎県警察史』上1976: 1354)。

今井は、日本当局の取扱方針の中味を弊害のない限り行政上の問題があっても外交上の配慮からの容認するものとし、「内地雑居」的現象を明治前期の行政上の法秩序からはみ出したところの不徹底な部分をなす条約改正時代の社会面における現実と指摘する（今井1978: 20）。確かに、法秩序を前提とすれば斯様にいえるであろう。但し、行政上の法秩序自体が領事裁判権と内地開放を不可分とする外交方針の上に立脚するものであることにより留意することが必要と思われる。稲佐に関していえば、「居留地外雑居」の現実の方が地方庁にとってもむしろ自然なもので、行政上特に問題視はしていなかったと考えられるのである。その一因には、「ロシア村」の性質を挙げられよう。ロシアの稲佐利用は外国軍隊の独占的・排他的な側面を有しながらも、「弊害」のみをもたらしていた訳ではなかった。ロシア人は“結婚”をする為に上陸するのであり、稲佐住民にとっては収益性の高いビジネス相手であった。また、取締面では、ロシア人の事件・犯罪は、領事裁判権を認めていたとはいえ、それ程深刻なものではなく、保護、説諭対象が多いことが特徴であった⁴²。明治9年の申牒中の如き地方庁の示す「弊習」とは、稲佐が居留地であるや否やという問題に起因するものであったと考えられるのである。

おわりに

稲佐とロシアに関する問題は、稲佐が通商を主な目的とする居留地とは性格が異なり外国軍隊であるロシア艦隊専用の地域であったが故に、同艦隊の長崎港利用及び艦隊用施設問題をあわせ包括的にとらえなけ

ればならない。但し、ロシア人への民家「貸渡」に関する日本官憲の公的な取締方法の考察結果、この取締に関していえば、「ロシア村」は「居留地外雑居」の観点から処理されたに過ぎず、条約改正に至るまで条約改正交渉時代の外交問題の一端として、他の事例と比して別段特別な対応がなされた訳ではなかったといえる。

日本当局がロシア人「居留地外雑居」の特殊地域、「ロシア村」の出現を許すこととなった根源は幕政時代に出先の長崎奉行がロシア人に限り許した稲佐の民家「貸渡」の特許であり、幕府が稲佐を居留地として選定しなかったことがその発展に拍車をかけた。そして、明治維新後は、この問題に対し明治9年まで特別な措置はとられず、同年に地方庁が示した容認案が以後の取締を規定し、政府はこれを聞き置く対応しかしていない。この時、幕政時代よりの外交の引き継ぎに問題もあり「貸渡」の許可理由が既に曖昧であった為、地方庁は、第一に幕政中の取極の有効性、第二に領事裁判権の廃止後に見込まれるその失効と何れも外交に関わる2点から容認する判断を下し、この2点の矛盾を暫定的に遊歩規程内における宿泊規定により処理する考えを示した。即ち、これは、ひとつに、地方庁が中央政府の建前上ともいえる条約改正交渉における内地開放と日本法権服従の不可分の方針、外交的要因に起因する実情に即する内地旅行緩和策及びその厳正でない運用のあり方を遵奉した結果である。またひとつには、これは、地方庁が政府方針による「居留地外」問題に留意するのみで「ロシア村」を特別問題視していなかった故の見解と考えられる。同様な地方庁の態度は、明治17年、

同21年の長崎県の両法令にもみられ、実際の取締においても届書によって「雑居」のロシア人を管轄下に置くことを主たる目的としていたに過ぎない。更に、「ロシア村」は中央で十分に認知されず、明治20年代特に論争となった内地雑居問題でも横浜、神戸等と異なり中央の識者によって論点とはされなかった。

従って、条約改正交渉時代の「ロシア村」は、外国軍隊の独占地域であったにも関わらず、内地雑居の点よりみれば、日本政府、地方庁、更には中央の識者の何れからも特別問題視される存在ではなかったといえよう。

注

- 1 稲佐とロシアの関係を考える上で、ロシア艦隊の長崎港利用及び民有地賃借、施設設置問題はより本質的な問題である。従って、他日機会を得てこれを補いたい。
- 2 拙稿において“結婚”という現象を通して見たロシア人の生活実態、日本人住民の協力体制、稲佐の排他的特徴、肯定的な稲佐観等をロシア人の手記等により明らかにした通り。但し、ロシア人の眼からみれば稲佐住民はロシア人への民家「賃渡」を儲け口と考え歓迎、協力していたようであるが、日本人住民にとっての稲佐の意義については日本側の史料からも更なる検討が必要である。(中條・宮崎2001/2002)
- 3 ロシア人と稲佐の関係については、「稲佐のロシア人居留地」、「軍事上の特殊な目的で一時的に居住することを許した地域」、「ウラジオストック港が冬期結氷するので、ロシアの東洋艦隊に毎年冬期三カ月を限り、長崎港碇泊を許したことによる一時的な居留地」(重藤1967: 23-24)と居留地研究の中で若干触れられること等もあるが、概して

実証的ではなく、先行研究としては「魯西亜マタロス休息所」及びロシア人士官等による民家借入の濫觴を明らかにした大正時代の古賀の研究を挙げることができるに過ぎず(古賀1995) これを注2の拙稿においてロシア側史料から若干補ったという状況である。従って、日本官憲の対応の観点からみた研究はない。日本側の公的な対応は、本文中で触れる如く政府の条約改正交渉に密接に関連し、更には内地雑居の是非を論ずる民間の内地雑居論にも繋がる(稲生は条約改正が正面切ったの建前の政治外交論であるとするれば内地雑居論は土俗的な本音の民族感情論と即物的現実論と定義(稲生1995: 91))。条約改正問題と内地開放、内地雑居には多くの先行研究があり主なものに『条約改正経過概要』(1950)、大山(1977/1988)、稲生(1995/1976)、山本(1943)、深谷(1940)、岡(1953)、小宮(1993)、西川(1995)等が挙げられるが、稲佐については触れられていない。

- 4 「魯西亜マタロス休息所」は、万延元年、遊廓通いによる風紀の乱れと性病の感染を恐れたピリリョーフ少佐の要求に、稲佐住民が奔走し、長崎奉行岡部駿河守が許可して設置された。この一件は日本初の梅毒検査関連で有名。(古賀1995: 225-250)
- 5 正月27日付書翰も同書にみられる(『幕外』48: 258-259)。

そもそも、ロシア軍艦乗組員による民家借入はロシア艦隊用施設の設置問題に付随するもので、これらの書翰も一連のものである(注1の通り別稿に譲る)。この問題に関し、宮地はりハチョーフの日記中に万延2年の長崎奉行所とりハチョーフとの交渉中、奉行所が長崎防衛の砲台建設に関しはりハチョーフに協力を要請していることから、長崎奉行所も「防衛」のみの姿勢を執っていただけではないことを指摘している。(宮地2001: 141-144)。

- 6 アレクサンドル・ミハイロヴィッチ大公 (1866~1933)。ニコライ1世の孫。アレクサンドル3世の従弟で、ニコライ2世の義弟(皇妹クセーニヤの夫)。明治19年より同22年迄ルィンダ号にて世界周遊した際、稲佐に滞在。革命で亡命。
- 7 明治3年10月5日付の地主による嘆願書によれば、1、2年の間ロシア軍艦の渡来はなく、たまに渡来しても10日から17日程度の短期の碇泊であったという。(『稲佐郷平戸小屋善之助及志賀親憲所有地露西亜国海軍用貸渡一件 付斜面波戸築造』)
- 8 遊歩規程(開港場より十里四方)外への旅行。長崎は御料所内(長崎市街及び浦上山里、淵村を含む幕府領)に限られ他開港場と比べ狭く、外国側は拡張を要求していた。明治12年、五島列島及び北松浦郡を除く長崎県全域に拡大(凡そ十里四方)。
- 9 長崎県はこの太政官達及び内務省達の発布により、5月6日、もう一件、横浜や兵庫から一時来港した外国人の内、居留地内の外国人旅亭へ止宿する資力がなく外に止宿を依頼できる知己のない者からの居留地外市街の安価な旅店への投宿願について内務省に伺を立てている。(『明治初期 内務省日誌』: 2253)
- 10 大久保内務卿は、明治9年3月、ロシア艦隊が艦隊用施設設置の為稲佐の民有地を賃借したことを承認しており、これも稲佐のロシア人雑居の容認に関連するであろう。この件に関しては注1の通り別稿に譲りたい。
- 11 長崎奉行所の長崎防備に関する要求(注5)以外に日本政府がこの居留地外雑居問題自体を外交的、政治的戦略として利用したことを裏付ける史料は管見の限り見当たらない。
- 12 外国の上陸場要求、開港要求をめくり幕府がそれを拒みながらも譲歩していく様子は吉田(1937-39)によって明らかにされている。条約中の「開港」、「休息」或いは「逗留」には双方に解釈の違いがみられ、日本側は「開港」はあくまで港を開く意で上陸遊歩を許さず休息には宿泊を伴わないとの解釈を貫こうとしたが、交渉過程において外国側に押し切られていった。
- 13 同条約の交渉に際し、幕府が相互紛争を恐れて内地雑居を望まず可能な限り外国人を日本人に接近させない方針であったのに対し、アメリカは始め出島の慣習を基準とするのを拒み特定港市における居住貿易権の規定を望んで開港場での市街雑居を提案していたが、攘夷紛争等の危険を顧みずに内地雑居や内地旅行に固執するには至らず、双方共に便利な居留地設置が決定された(大山1988: 16)。
- 14 神奈川居留地の設定交渉において井伊大老等は街道筋の要所神奈川の代替として出島化が可能な横浜を主張していたが、外交団は出島化を嫌って対立していた。
- 15 当初、居留地設定には明確な定義がなされておらず、幕閣が重んじた「一箇の地」に関しては、長崎の居留地選定過程において外交団の正式交渉の開始により各国共通の一個の「居留の地域」との考えに至るまでに日本側には各国個々の条約に基づき「一国一個の地」との誤認があったとされる(菱谷1988: 95-96)。また、条約面においては、場所の限定は領事及び奉行の議定によってなされる取り極めではあるが、和文の「一箇の地」に相当する意味合いは欧文では明確に読み取れず、「一箇の地」の解釈は日本側が居留地選定場所の限定により固執していたことの表れと思われる。例えば、日露条約第5条では、「
= ロシア人は(不特定の)土地を賃借する権利を有す」(『明治期外務省調書集成 条約改正関係調書集』(12) 締盟各国条約彙纂(1): 592)とある。
尚、英米蘭の為に実現しなかったが、1860年6

月の仏国領事館令の如くフランスにも横浜において専管居留地設定の思惑があった。(大山1988: 17-19)。

- 16 居留関連において日露条約も日米条約とほぼ同内容。日露条約第5条「前文五港の場所に於て魯西亜人連綿在留又は一時逗留を許すへし其者等は一箇の地を賃を出して借り其所に建物あれば之を買ひ或は賃を出して借り又新に社祠家屋倉庫等を建る事をも許すへしと雖是を建るに托して要害の場所を取建る事は決して為さるへし此旋の為に其建物を新築改造修復の節々日本役人之を見分すへし 魯西亜人建物の為借得る場所並に港々の定則は各港の役人と魯西亜コンシュルと議定すへし若議定し難き時は其事件を日本政府と魯西亜チブロマチーキアгентに示し処置せしむへし」、第6条「魯西亜人唯商売を為す為にのみ江戸並に大坂に逗留する事を得へし…(中略)…此兩所の町に於て魯西亜人建家を賃を以て借るべき相当なる一区の場所並に散歩すべき規程は追て日本役人と魯西亜のチブロマチーキアгентと議定すへし」(第6条中、「逗留」=「 」)。第7条では「一時或は連綿在留」のロシア人は「家眷」を伴うことも許された。(『明治期外務省調書集成 条約改正関係調書集』12: 592-594)

尚、日米条約第3条には居留地「居留(permanently reside)、開市場 商売に限る「逗留(reside)」とある。(『明治期外務省調書集成 条約改正関係調書集』12: 729-732)

- 17 安政6年正月18日付長崎奉行岡部駿河守より老中への伺書によると、長崎は山間狭隘、海岸付近は住居密集の為に土地がなく、居留地造成には海岸で生計を立てている商民の土地を取り払う必要があり、また、土地のある対岸の稲佐は長崎市中から懸け離れている点で外国人が不承知と見込み、奉行は箱館同様に蔵所を海岸付近又は築地、住居を別の場所にといい二箇所案を老中に伺い出た

(『幕外』22: 75-76)。しかし、老中は条約に基づき「一纏之場所」と指令した為(同上: 76-77)、奉行は適地として大浦居留地を提案し、老中の許可を得た為、稲佐は居留地候補から外れた(『幕外』23: 242-246)。

また、菱谷によると、外交事務の調査研究の唯一の手がかりであり、また一種の待避線でもあった長崎では、大村丹後守への出島を挟んで南北に位置する彼杵郡戸町村及び浦上新田の上知命令、上知地域に該当する「長崎港内新地築立之件」の老中への上申(新地蔵南手の地先の築立と浦上新田地先の築立が居留地候補)と一脈の関連性が考えられる安政4年8月調印の日蘭全権追加条約40ヶ条を以って、列国の要求に応ずる条約基本に備え日本に有利に導こうとする意図があったとされる。(菱谷1988: 130-134)

- 18 明治32年に新条約実施準備として内地雑居を論じた佐藤宏も「外國人の雑居地は神戸、函館、及び新潟の三箇処に在り」(『内地雑居論』6: 269, 傍点原文のまま)と述べる。また、大山も雑居地として、新潟及び夷港(取極上の雑居地)、神戸(約束上の雑居地)、箱館(慣行上の雑居地)を挙げる。(大山1988: 18-24)

しいて稲佐を通常の分類と比較するならば、「上陸場」的性質上、ロシア人の稲佐利用は民家の相対「貸渡」が主である点から、通商を目的としないことを除けば、相対借家のみが認められていた開市場の雑居地的特徴(開市場の雑居地と開港場の雑居地には相違点があり、開市場では相対借家のみが認められ、家屋の購入及び建築が認められてはいなかった(大山1988: 23))を見出すことができる。

- 19 『内地雑居論資料集成』(全6巻)には、明治32年の新条約実施に至るまでに発表された内地雑居論が収められているが、この中に稲佐の居留地外雑居を直接指摘するものはみられない。

- 20 開港場と開市場には外国人の居住に関し区別があり、開港場には「居留」と土地の賃借、建物の購入、住宅倉庫建築の権利が、開市場には商売に限る「逗留」と建家の賃借の権利が認められていたが、この区別も既に付属取極では貫くことができなくなる程であった（大山1988：5-8）。
- 21 大山（1977/1988）に詳しい。明治4年9月の岩倉使節への欧州派遣事由書別紙には日本の法律、規則の改正とともに居留地制の改廃が挙げられ、同年11月の別勅旨にも居留地廃止、3府5港の市外雑居、内地旅行の権利の箇条があり、使節の欧米派遣の目的中には安政の5ヶ国条約が居留地設置と同時に認めた領事裁判権撤廃の前提として国内法典の整備とともに制限付きではあるが居留地制の見直しが既に盛り込まれていた。この後、明治12年より同20年まで在職した井上馨外務卿の条約改正案にみられる「内地開放と法権服従の不可分の方針」は、その後、大隈、青木、榎本、陸奥の各外務大臣案に継承され、明治27年に陸奥外相によって日英通商航海条約が調印されるまで貫かれたとされる。
- 22 条約面においては外国公使及び総領事以外の一般外国人の内地旅行は不許可であったが、例外的に雇外国人は許され、また「従来の慣習」として療養、学术研究が目的の場合に鑑札が交付され許可されていた。内地旅行が最初に公認されたのは明治2年であるが、それ以前から事実上認められていたとされる。（伊藤2001：38）
- 23 明治初年における外交関係と内地旅行制度の成立については、『条約改正経過概要』（1950）、広瀬（1974a/1974b）、石井（1977）等が挙げられる。
- 外交団の要求に対し寺島外務卿が「内地旅行不可許之議」として内地旅行を拒否した理由は、「内地旅行及ヒ貿易ヲ許可スルハ外客ノ内地ニ永住スルヲ許可スルノ端緒ニシテ永住ヲ許スルハ即チ不動産ヲ有セシムルノ端」であり、たとえ外国人が地方の法律を遵奉したとしてもその違反者は領事裁判に付すしかないとの見解故であった（『日本外交文書』6：691-694）。緩和策である明治7年の「外国人内地旅行允準条例」は緊急時や責頭を除き一般には学術調査、病氣療養、雇外国人の出張に限り内地旅行を許可するものである。
- 24 長崎県は9月19日付で内達。（『長崎県達類纂』上：66。『長崎県達類纂』（乾）明治8～19年：140）
- 25 長崎県は同年11月19日付で内達。（『長崎県達類纂』（乾）明治8～19年：140-141）
- 26 長崎県違警罪は明治14年12月制定、刑法施行と同時に同15年1月1日から施行。同14年の太政官布告第80号により、全国の警察（分）署が例外なく違警罪裁判所として機能することとなり、同18年9月、太政官布告第31号で違警罪即決例が制定される。これ以前には、明治9年1月、違式註違条例が布達され、一部を除き4月1日より全県下において施行されていた（長崎市街は明治8年11月布達、翌9年1月1日施行）。この違式註違条例の違式罪目の内、第14、15条が外国人の止宿に関する箇条。第14条は外国人を無届で止宿させる者、第15条は外国人を私に雑居させる者。違式罪の罰則は75銭以上150銭以下の贖金、無力の者は答罪10以上20以下。（『長崎県警察史』上1976：1145-1160）
- 27 明治9年時の申牒の他、管見の限り該当文書は見当たらない。
- 28 届出書類の内、県庁へ提出された書類は、長崎県立図書館所蔵の『露西亞人上陸場取締番所其地露人借宅願綴込全』（慶応3卯年以降）『外事務簿』（魯艦一件。明治3年）『外事務簿』（魯軍艦士福佐借宅願。明治6、7年）『外事務簿』全（魯士官福佐借房願届。明治8年）『外事務簿』（内外。明治9、10、11、13、14、15、16年、16年9月～17年6月、17年7月～12月、18、23年）『外決議簿』（内外。明治19、20、21、22年）『官房事務簿』（内外。明治27、28年1月～6月、28年7月～12月、29年）

- に綴られた分が現存する。
- 29 家主よりの届書中、時代の推移により当局への届書の差出経路にみられる若干の変遷は、地方制度等の日本当局側の都合に由来すると考えられる。家主より外務御懸所、県令、知事宛の届書には時期により庄屋、戸長、(副)区長、村長の奥書或いは奥印を必要としていた。更に郡長の奥印は、明治21年6月中、郡經由廃止が認められるとなくなる(『外決議簿』内外・明治21年.)
- 30 明治9年の例：海軍の階級では (少尉補) (大尉)が多く、その他 (少佐)、また陸軍の階級 (少尉補) (少尉) (中尉)もみられる。届出の差出人は初期の頃は艦長であったが、明治6年分では既に水夫を除き士官自身。
- 31 明治9年の例：フサードニク、ソーボリ、ガイダマーク、ボヤン、ヴォストーク、イェルマーク、モルジの各号。
- 32 家主の例(明治9年)：尾子、志賀、中村、濱田、福田、諸岡、山田、山野辺等。尚、艦長等高位の者は、例えば、アヴェラーン(. . . 、後の海軍本部参謀部長か)の明治14年(少佐、ヴェースニク号艦長)及び同21年(大佐、ルィンダ号艦長) コルニーロフ(. . .)の同20年(少将、1885年より87年まで太平洋艦隊司令長官) チャイコーフスキー(. . .)の同21年(中佐、ポーブル号艦長)の如く志賀氏(代々庄屋)の邸宅に迎えられることもあった。
- 33 これ以外に雇人である“妻”への贈り物等の支出に相当額を要した。義勇艦隊所属汽船ペテルブルグ号で明治21、22年に来日した女医チェレフコーヴァ(. . .)は「斯様な“^おMadame^も Chrysantème”各人には一定の相場がある。即ち、月に15ルーブル。“夫”は、その上、10ルーブルする個別の家を彼女に借り、衣裳を何着か仕立ててやらねばならない。総じて斯様な“妻”に要する彼の支出は月に100ルーブルかそれ以上に達する。」と述べている。(. . . 1899: 108.)
- 34 県令第72号に規定される如き家主と被雇者の連署は残存する知事宛届書にみられないが、そもそも、知事宛の届書には雇人の有無は早い時期より示されている。但し、被雇者名の明記が極めて稀である中、明治17年5月23日付の「寄宿伺」で志賀親朋宅へ寄宿を願い出たニコライ・マツウエエンコが「長崎区浦五嶋町十四番戸嶋谷栄三方同居外尾松長女外尾磯」の雇用を伺い出た例(『外事務簿』内外・明治16年9月~17年6月.)がある。県令発布後の雇人関連の取締厳正化を示すものが断定はできないが、明治23年1月に届書を提出したマンジューリ号乗組士官ストエコフに関しては、28日付家主濱田ワサよりの「露国士官止宿御届」に「右者当軍艦碇泊中拙者方二止宿為致候間欧文相添工此段御届申上候也」とあり、本人も「女性の召使」(露文)を伴うことを明記するが、都合で雇人が決まらなかったとみられ、「別紙欧文之通召使女傭入之義認め有之候得共差当り召使女無之未定二付雇入次第追而御届可仕候也」との濱田の副申がみられる(『外事務簿』内外・明治23年.)
- 35 斯様な“結婚”の仕方は、明治18年に市街地側の十善寺に滞在したフランス人士官のロチ(P. Loti)にも「警察、官憲の面前で結婚式」(船岡1979: 23)との如く記されており、県令第72号で明示される前から警察において手続きが実施されていたことがしられる。
- 36 公的記録に残るロシア人と日本人女性の正式な結婚は非常に稀で例外的である。明治6年から同30年における日本人女性とロシア人男性との公的な結婚件数は5件で、他の外国人との結婚件数総数の2.8%。最も多い相手(夫)はイギリス人。(竹下2000: 28)
- また、明治35年の『東洋日の出新聞』に掲載さ

- れたロシア人と日本人女性の結婚談「男は魯西亜婦人は日本 結婚新美談」(8月15日より17日に3回連載)も、長崎では洋妾は多いが結婚は非常に稀とし、稲佐に滞在しているシベリア鉄道技師と梅香崎町の八百屋の娘との結婚話を美談として紹介している。
- 37 家主はこの著者に息子を2人奉公させており、著者のもとに遊びに来る“妻”同伴のロシア人仲間には少年給仕が付いて来ている(. . . 1882: 45.)
- 38 吉田(1937-1939)は、開港期における下田、箱館、長崎、江戸、横浜での外国人休息所及びそれに付随する女性の提供を「売女接待」ととらえ、この問題を外交史として包括的に扱う。日本の公権力による「売女接待」は、幕府及びその出先機関が外国人と日本人との接触及び隠売女の不取締を恐れたことに起因するとされる。
- 39 一般女性の妾奉公の公認は、幕府の傭妾黙認(江戸)を経た後の神奈川県令による名付遊女廃止令で、これにより遊女の名義にせざとも戸長への届け出により妾奉公ができるようになり(嘉本2001: 45-47, 54-57)、「洋妾として活躍すべき黄金機会を獲」(古賀1995: 282) 更には外務省指令(長崎県伺)により人身売買の事実が認められない限り各開港場一様に外国人の妾が容認される(『長崎県警察史』上1976: 1337-1338)。但し、明治7年の和歌山県伺に対する指令により「妾」名義での外国人への奉公は禁じられ、実質上の「傭妾」は「雇人」の名目で黙認されることとなった(嘉本2001: 66-67)。明治政府は、斯様に洋妾を下女として処理する体制を整えたのであるが、丸山遊女以外の日本人女性との接触が許されなかった頃から外国人は「女ボーイ、アマ」等の名目で官許を得て遊女以外の日本人女性を雇入れて接触していたといい(古賀1995: 214 215)また、旧来、洗濯女や飯盛女には私娼が多く(唐人お吉も洗濯女といわれる)これは比較的自然な成り行きであったと思われる。
- 40 明治20年代の「内地雑居」的傾向の根源は遊歩規程内宿泊許可及び内地旅行制度、旅行免状許可条件である病気療養及び学術研究の特定目的の拡大利用を許してきた行政当局の取扱方針にあり、この「旅券の濫授、取締の曠廢」が内地雑居を助長したとされる。内地における不動産「所有」の全国的拡散の先頭に立ったのは外国人宣教師とされる。(今井1978: 15-20)
- 41 伊藤(2001)によれば、内地旅行制度違反数は総じて相当に少なく、特に弊害がない限り少々の違反は慣習上黙認され、全体的に旅行免状制度の運用がさほど厳密でなかったのが、明治20年代前半に事実上の「内地雑居」的傾向と関連し違反が問題化した為に内地旅行の厳正化が図られたという。しかし、そもそも旅行免状の申請審査が厳正でない上、巡査や警察官の説諭に応じた場合は黙認され、布教活動に関する違反も外交上不問に付され、また治外法権故日本が処罰権限を持たず、厳正化は徹底しなかったとされる。
- 42 『長崎県警察史』では、「内外交渉事件(外国人事故)国籍別件数」に基づき、明治11、23、24、34の各年の取扱件数、態様、国籍等が分析されている。明治11年中(総取扱件数151件)は清英米が殆どを占めており、明治23年中(同1723件)にロシア人が現れるのは「酔倒及酩酊シテ保護セラレタル者」81件中17件。同24年中には出島水上分署管轄内では密航婦密売淫の為の船内捜査が見られるものの、稲佐警察分署では暴行、酔倒による保護、争論、梅香崎警察署では放尿、放歌、酩酊及び酔倒による保護、酩酊暴行が目立ち、在留欧米人の第1位を占めることとなった明治30年以降、既に領事裁判権が撤廃されている明治34年中をみても、窃盗犯罪もみられるが、賭博類似犯罪が多い他、酩酊による保護、放尿、暴行、街路における

不平等条約下における内地雑居問題の一考察

喧嘩又は放歌による説諭が極めて多いという状況であった。(『長崎県警察史』上1976: 1324-1331)

参考文献

(長崎県立図書館所蔵史料)

- 『稲佐卜露西亜人』
- 『外事課決議簿』内外人契約之部(全)明治19年, 20年1月~12月, 21, 22年。(『外決議簿』内外. と略記。)
- 『外事課事務簿』内外人契約之部. 明治9, 10, 11, 13, 14, 15, 16年、16年9月~17年6月, 17年7~12月, 18, 23年。(『外事務簿』内外. と略記。)
- 『外務課事務簿』魯艦一件全. 明治3年.
- 『外務課事務簿』内務省進達書類扣全. 明治7年.
- 『外務課事務簿』内務省進達書類抄. 明治7年.
- 『外務課事務簿』魯軍艦士稲佐借宅願. 明治6年第6月以降, 同7年.
- 『外務課事務簿』全. 魯士官稲佐借房願届. 明治8年.
- 『外務課拾遺書類』内外人契約之部. 明治6~9年.
(10年以降ヨリ採取ノ分)
- 『官房事務簿』内外人契約之部(全)明治27, 28年1~6月. 28年7~12月, 29年.
- 『東洋日の出新聞』. 明治35年8月15~17日.
- 『内務省御指令』. 明治9年1~4月.
- 『長崎県達類纂』(乾) 明治8~19年: 140-141.
- 長崎県内務部第一課『長崎県達類纂』上. 明治32年: 60, 66.
- 『露西亜人上陸場取締番所其他露人借宅願綴込全』慶応3卯年以降.

(外交史料館所蔵)

- 『外務省記録』3・12・1・41. 『長崎居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ棧橋架設ノ免許一件』

(公刊史料)

- 稲生典太郎編. 1992. 『内地雑居論資料集成』1-6. 原書房.(『内地雑居論』と略記。)
- 外務省編. 『日本外交文書』6: 691-694, 11: 345-346, 12: 280-282.
- 東京大学史料編纂所(編)『大日本古文書』幕末外国関係文書(『幕外』と略記。)21: 260-262, 22: 75-77, 23: 242-246, 48: 114, 258-259.
- 内務省(編)1975. 『明治初期 内務省日誌』図書刊行会: 2253.
- 内閣記録局(編)1977. 『法規分類大全』25. 外交門(4)原書房.(覆刻原本=1891)500, 546.
- 船岡末利(編訳)1979. 『ロチのニッポン日記-お菊さんとの奇妙な生活-』. 有隣堂: 23.
- 明治期外交資料研究会(編)1996. 『明治期外務省調書集成 条約改正関係調書集』12. 締盟各国条約彙纂1. クレス出版: 592-594, 729-732.
- 森永種夫校訂. 1970. 『長崎幕末史料大成』2. 長崎文献社: 469.

. 1991.

. 86. (.

. と略記。)

. 1882. 45.

. 1895.

. 70.

. 1897.

. 23. 364.

. . 1899.

. 4. 108.

. . 1988.

146.

(論文、単行書等)

- 石井孝. 1977. 『明治初期の国際関係』吉川弘文館.
- 伊藤久子. 2001. 『明治時代の外国人内地旅行問題』

- 内地旅行違反をめくって』『横浜開港資料館紀要』19.
- 稲生典太郎. 1976. 『条約改正論の歴史的展開』小峯書店.
- 稲生典太郎. 1995. 『東アジアにおける不平等条約体制と近代日本』岩田書院.
- 今井庄次. 1978. 「明治二十年代における「内地雑居」の傾向について」『国史学』104.
- 大山梓. 1988. 『旧条約下に於ける開市開港の研究』原書房.
- 大山梓. 1977. 「条約改正と内地開放」『明治法制史政治史の諸問題』慶応通信.
- 岡義武. 1953. 「条約改正論議に現われた当時の対外意識（一）・（二）」『国家学会雑誌』67（1・2）・（3・4）
- 外務省（監修）日本学術振興会（編）1950. 『条約改正経過概要付年表』条約改正関係日本外交文書別冊. 日本国際連合協会.
- 嘉本伊都子. 2001. 『国際結婚の誕生』新曜社: 45-47, 54-57, 66-67.
- 古賀十二郎（著）長崎学会（編）1995. 『新訂丸山遊女と唐紅毛人』（後編・増補再版）長崎文献社.
- 小宮一夫. 1993. 「内地雑居講究会と条約改正問題」『日本歴史』547.
- 重藤威夫. 1967. 『長崎居留地と外国商人』風間書房: 23-24.
- 竹下修子. 2000. 『国際結婚の社会学』学文社: 28.
- 中條直樹・宮崎千穂. 2001. 「ロシア人士官と稲佐のラシャメンとの“結婚”生活について」『名古屋大学言語文化部・国際言語文化研究科言語文化論集』23（1）
- 中條直樹・宮崎千穂. 2002. 「ロシア人の見たロシア人士官と稲佐のラシャメンの“結婚”について」『名古屋大学言語文化部・国際言語文化研究科言語文化論集』23（2）
- 長崎県警察史編集委員会. 1976. 『長崎県警察史』上. 長崎県警察本部: 291, 1145-1160, 1324-1331, 1337-1338, 1354.
- 菱谷武平（著）出島研究会（編）1988. 『長崎外国人居留地の研究』九州大学出版会: 95-96, 130-134, 142, 155.
- 西川潤. 1995. 「内地雑居論から対外膨張へ 帝国主義期日本人の対外意識形成考」『早稲田政治経済学雑誌』321.
- 深谷博治. 1940. 『初期議会・条約改正』白揚社.
- 広瀬靖子. 1974. 「明治初年の対欧米関係と外国人内地旅行問題（一）・（二）」『史学雑誌』83（11）・（12）
- 宮地正人. 2001. 「ロシア国立海軍文書館所蔵一八六〇～六一年長崎関係史料について」『東京大学史料編纂所研究紀要』11: 141-144.
- 山本茂. 1943. 『条約改正史』高山書院.
- 吉田常吉. 1937-1939. 「幕末外交史上に於ける外人休息所及び売女接待の問題（一）・（二）・（三）・（四）」『国史学』32, 35-37.